

## 第2部 契約各論 第2章 売買

### 第4節 目的物の種類・品質・数量，権利に関する契約不適合 562条-566条

#### 【設例Ⅰ】追完請求権

Aは、サイクルショップBで販売されていた電動アシスト自転車を12万円で購入した。しかし、この自転車を使い始めて3ヶ月後、充電直後であってもバッテリー切れと表示され、アシスト機能が使用できなくなってしまった。そのことをBに伝えると、修理するとの返答があった。このとき、AはBに対してこの自転車を同型の新しいものに取り替えるよう求めることができるか。

[構造1]

#### 【設例Ⅱ】契約不適合の判断

Aは、家具や家電を扱うインテリアショップBで展示されていたアンティークの照明器具を30万円で購入した。Aが自宅に設置しようとしたところ、配線が老朽化しており、そのままでは使用できないことが明らかになった。AがBに確認したところ、Bは、Aが購入した照明器具は装飾用品であり、照明家具としての使用を予定したものではないと主張してきた。Aは、契約不適合を理由に、配線を交換するなどして使用可能な状態にするようBに求めることができるか。

[展開1]

#### 【設例Ⅲ】数量不足と値上がり

Aは、B所有の土地（甲）を購入する契約を締結した。このとき、売買代金は、1坪当たりの単価を30万円と定め、実測図に記載された甲の面積が100坪であることを基礎に3000万円とした。しかし、甲の引渡しから1年後にAが甲を実測したところ、10坪の不足があることが明らかとなった。

- (1) Aは、Bに対してどのような請求ができるか。
- (2) この事案において、土地甲の坪単価が、この1年の間に急に値上がりし、40万円となっていた場合、Aは、現在の坪単価である40万円に10坪の不足分を乗じた額を損害賠償としてBに請求することができるか。

(最判昭57・1・21民集36巻1号71頁を参考に作成した)

[展開1・2]